

所管部課		市民生活部スポーツ観光課		部長		関 田 孝 志	
件 名		東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 学校における部活動の抽選による貸切利用の予約の取扱いを明確化するとともに、今後の部活動の地域展開及び体育施設等の団体利用数の減少等を踏まえ、特に必要がある場合に部活動の体育施設の利用について一般団体等と同様の取扱いが可能とできるよう、一部改正を行いたい。 (1) 主な内容 ① 第4条第1項に次のただし書を加える。 ただし、小学校、中学校及び高等学校における部活動等での体育施設等の利用（以下「部活動等利用」という。）は、市長が特に必要があると認める場合を除き、抽選による予約の申込みをすることができない。 ② 別表2備考3の項を次のように改める。 部活動等利用に係る一般申請については、この表の規定にかかわらず、申請受付期間は利用日の7日前の日から利用日までとし、利用限度はないものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この表に定める一般申請の利用限度及び申請受付期間とすることができる。 (2) 施行日 公布の日から施行する。 2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課審査済み。 3. 留意事項（問題点等） 4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。 5. 審議結果 決定							